

# 重要事項説明書

## (医療保険)

令和6年6月改定

利用者： \_\_\_\_\_ 様

株式会社ケアクリエイツ  
訪問看護ステーション アリス

# 訪問看護重要事項説明書

## 1 当院が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

株式会社ケアクリエイツ：

TEL：090-1163-1972 担当 城 圭介

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2 概要：株式会社ケアクリエイツ 訪問看護ステーション アリス

### (1) サービス提供地域

訪問看護ステーション名	訪問看護ステーション アリス
所在地	福岡県筑紫野市針摺中央 1-17-18
サービス提供地域	福岡市、春日市、那珂川市、筑紫野市、太宰府市、大野城市、小郡市、大刀洗町

### (2) 営業時間

月～金	午前9:00～午後5:00
-----	---------------

※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は、休日となっております。

### (3) サービス職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	名	1名
看護師	6名	12名	18名
理学療法士	1名	1名	2名

## 3 事業の目的、運営方針

<事業の目的> 健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

<運営の方針> 利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

## 4 サービスの内容

- (1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- (6) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (7) 住まいの療養環境の調整と支援
- (8) 苦痛の緩和と看護
- (9) その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

## 5 利用料金

(1) 利用料：7.8 ページ参照

(2) キャンセル料金 利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：訪問看護ステーション アリス 092 - 555 - 4171)

① 利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	予定訪問の 50%

(3) 交通費 実地地域を超える場合は片道 16km 以上 5 0 0 円 (税抜き) が必要となります。

## (4) 料金の支払方法

- ① 毎月末締めとし、翌月 1 0 日以降に当月分の料金を請求いたしますので、20 日までに振込または窓口にてお支払ください。
- ② 難病法に基づく医療費助成制度を受けられている利用者においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に 自己負担上限額管理票をご提示ください、写真かコピーをとらせて頂きます。

## 6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始 まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 ヶ月前までに文書でお申し出ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合 利用者がサービス提供地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了 2 週間前 までに文書で通知いたします。

③ 自動終了 (以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合 (3 ヶ月以上)
- ・ サービスを休止して 3 ヶ月以上経過した場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 入院・入所等により 1 ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者へ他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらかじめ調整させていただきます。
- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ サービスの提供を中止する場合
  - (1) 利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 1 ヶ月 以内に支払わない場合
  - (2) 利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます
  - (3) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患 (感染症) が明らかになった場合 (速やかに当ステーションに申告して下さい。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。)
  - (4) 雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合
- ・ 保険証等について、初回利用時、毎月 1 回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。

- ・ サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。 看護師等は、年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

## 8 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
  - (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) (1)にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援 事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		
連絡方法		

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社ケアクリエイツ 訪問看護ステーション アリス

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、  
訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行事由：

署名代行者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 24 時間応体制における連絡体制について

交付年月日 令和 年 月 日

様

緊急時の連絡先と、24 時間対応体制についてお知らせします。

1. 営業時間内 訪問看護ステーションアリス

電話：092-555-4171

(連絡担当者：管理者 貝原 るり子)

事務所不在時は管理者へ自動転送します。

2. 営業時間外

管理者携帯電話：080-3000-3865

3. 24 時間対応体制について

当事業所では 24 時間スタッフが事業所へ常駐し、連絡のみならず必要に応じて看護師が対応できる体制を取っています。

ご利用者様及びそのご家族様におきましては、緊急時には上記連絡先にご連絡ください。

営業時間 平日午前 9：00～午後 17 時

※土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休日となっております

訪問看護ステーションアリス

住所：福岡県筑紫野市針摺中央 1 丁目 17-18

電話：092-555-4171 Fax092-555-4172

1 診療報酬 利用者の自己負担額は定率負担分となります。

訪問看護ステーションアリス

健康保険証・限度額適用認定証・公費負担医療証等を提示ください。

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週 3 日まで	5,550 円/回	
厚生労働大臣が定める疾患等と別表第八	週 4 日目以降	6,550 円/回	別表第八は回数制限無
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週 3 日まで	5,550 円/回	同一日に居住系施設
	週 4 日目以降	6,550 円/回	同一建物居住者 2 人迄
複数名訪問看護加算	看護師と訪問 週 1 回 看護補助者・その他職員 1 回/日 2 回/日 3 回/日	4,500 円/回 3,000 円 6,000 円 10,000 円	
長時間訪問看護加算(90 分を超える場合) a 特別訪問看護指示書・特別管理加算の対象者(週 1 回)		5,200 円/回	
24 時間対応体制加算(イ)	月 1 回	6,800 円	
早朝夜間訪問看護加算深夜訪問看護加算	早朝 6～8 時 夜間 18～22 時 深夜 22～6 時	2,100 円/回 2,100 円/回 4,200 円/回	6 時から 8 時・ 18 時から 22 時 22 時から 6 時
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回 1 日 3 回以上	4,500 円/回 8,000 円/回	
特別管理加算	月 1 回 I II	5,000 円 2,500 円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月 1 回	780 円	
退院時共同指導加算特別管理指導加算	退院・退所につき 1 回別表第七、 八	8,000 円 2,000 円	算定要件により 2 回
退院支援指導加算	退院日長時間	6,000 円 8,400 円	初回訪問に至らなくても可 退院日訪問時間の合計

在宅患者連携指導加算在宅患者緊急時等 カンファレンス 訪問看護情報提供療養費 1・2・3	3,000 円 2,000 円 1,500 円 25,000 円	医療の決定プロセス
訪問看護ターミナルケア療養費 1 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	

\* 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するものであり看護師と理学療法士等との協働が必要となっております。

医療保険 訪問看護利用料金について説明いたしました。

年 月 日

株式会社 ケアクリエイツ 訪問看護ステーションアリス

説明者

㊞

---

## 同意書

私は、訪問看護を受けるにあたり、医療保険 訪問看護利用料金について説明を受けましたので、同意いたします。

年 月 日

利用者氏名

㊞

---

家族氏名(続柄)

㊞

---